

随意契約理由書

神戸市

件名	西神・山手線指令電話設備用電源装置分解整備
契約業者名	株式会社ジーエス電池商会
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号に該当
随意契約の理由 当局が保有する指令電話設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な保安通信設備で、国土交通省の指定する運転保安設備である。そのため当局の実施基準に基づいた点検・整備を行う必要がある。 指令電話設備用電源装置は、株式会社GSユアサにて設計、設定されたシステムであり、その点検整備を施工、新品部品の調整・設定するには、メーカー独自に定めた基準・規格による判定が必要となるため、他のメーカーでは技術的に困難である。 よって、本業務を施工できるのは、GSユアサのみであるが、同社は現在、指令電話設備の点検・整備に関する契約手続きを直接行っておらず、契約窓口は同社代理店である上記業者が行っている。また、同メーカー部品購入に関しても代理店からの販売となっている。 以上の理由から、本業務は上記「株式会社ジーエス電池商会」と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-6584)